

呉地域オープンカレッジネットワーク会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 呉地域の各高等教育機関が有する人材・情報・学生等のソフト資源及び土地・設備・施設などのハード資源を有効に活用し、地域との交流連携を通じて学術文化の振興・向上を図るとともに呉地域を一体化するまちづくりを進めることを目的とし、呉地域オープンカレッジネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ネットワーク会議は、次の事務を行う。

- (1) 人材育成・交流に関すること。
- (2) 地域活性化研究活動に関すること。
- (3) 学生の夢実現プロジェクトに関すること。
- (4) 公開講座の開催に関すること。
- (5) スポーツ及び文化活動に関すること。
- (6) その他ネットワーク会議の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 ネットワーク会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

3 会議の役員は、第1項の委員の互選によるものとする。

4 会長は、ネットワーク会議を統括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

6 監事は、会計を監査し、会議に報告する。

(会議)

第4条 ネットワーク会議は、会長が必要に応じ招集して開催し、これを主宰する。

2 ネットワーク会議は、事業計画、予算、決算その他会長が必要と認める事項及び規約等の変更について協議し、過半数の同意をもってこれを決定する。

3 会長は、必要と認めるときは、ネットワーク会議に関係者以外の出席を求めることができる。

(ネットワークプロジェクト委員会)

第5条 ネットワーク会議の事務を補佐するため、ネットワークプロジェクト委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、構成機関の学生、教官・教授、事務担当部署の代表者によって構成される学生部会、教授部会、事務部会から成る。

3 各部会には、部会長及び副部会長を置き、部会長は部会を主宰し、代表する。

部会長に事故があるときは、副部会長が職務を代行する。

4 委員会は、第2条各号に掲げる業務について具体的に立案、実施、調整を行う。

5 委員会は、前項に定めるもののほか、会長が必要と認める事項について協議することができる。

(庶務)

第6条 ネットワーク会議の事務局を、呉市企画部企画課に置き、企画部副部長を事務局長とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成12年5月18日から実施する。

改正 平成13年4月1日
平成14年4月1日
平成14年5月21日
平成15年4月1日
平成17年2月7日
平成17年4月1日
平成19年4月1日
平成20年4月1日
平成20年7月20日
平成21年4月1日
平成27年4月1日
平成28年4月1日

別表（第3条関係）

呉地域オープンカレッジネットワーク会議委員名簿

高等教育機関名	職
海上保安大学校	大学校長
近畿大学工学部	学部長
呉工業高等専門学校	校長
広島文化学園大学	学長
広島文化学園短期大学	学長
広島国際大学	学長
広島大学	学長
広島工業大学	学長
坂町	町長
呉市	市長

平成30年度地域活性化研究・学生の夢実現プロジェクト一覧表

(1) 地域活性化研究一覧表

No.	研究名	高等教育機関名 (学部・学科)	役職 申請者名	助成決定金額 (円)
1	ジビエの安全な調理法確立による呉市特産品の創出と農作物食害抑制	呉工業高等専門学校 環境都市工学分野	助教 木村 善一郎	300,000
2	呉水素みかんのうま味成分分析と人にやさしい呉水素石鹼の開発による呉の特産品提案	呉工業高等専門学校 環境都市工学分野	教授 及川 栄作	300,000
合計				600,000

(2) 学生の夢実現プロジェクト一覧表

● A部門 (助成金額30万円以上100万円以下のプロジェクト)

No.	事業名	高等教育機関名 (学部・学科)	代表者名 (学年・氏名)	助成決定金額 (円)
1	呉地域の農産物イノベーションプロジェクト	広島大学大学院 工学研究科	修士1年 久保 祐貴	372,000
2	広町“多世代交流カフェ”オープンプロジェクト ～高専生DIY大作戦～	呉工業高等専門学校 建築学科	5年 平田 ひかる	560,000
3	宝の街をブラッシュアップ ～物語を紡ぎ若者目線で実現する呉の回遊促進～	呉工業高等専門学校 環境都市工学科	4年 小川 連太郎	500,000

● B部門 (助成金額10万円以上30万円未満のプロジェクト)

No.	事業名	高等教育機関名 学部・学科	代表者名 (学年・氏名)	助成決定金額 (円)
1	【動く】呉氏開発プロジェクト	呉工業高等専門学校 機械工学科	4年 中村 太一	288,000
2	大学生ボランティア「教育支援隊」の活動効果	広島国際大学 看護学部	3年 田端 絵里子	200,000
合計				1,920,000

学生の地域活動に対する支援

定期講座について

1 親子でリフレッシュ！ダンス教室

(1) 実施月（参加者数）

4月(20人), 7月(30人), 10月(25人), 12月(30人), 2月(20人)

(2) 内容

呉工業高等専門学校ダンス部によるダンス教室

○活動の様子



○学生・参加者からの意見

【学生】

- ・自分たちの得意なダンスを通して、地域の方々と交流ができるので、とても良い経験になっている。
- ・子どもたちから、次回の曲をリクエストされることもあり、張り合いがある。
- ・子どもたちや保護者に「ありがとう。」「楽しかった。」と言われた時は、とても嬉しかった。今後も続けていきたい。

【参加者】

- ・大好きな曲を学生が教えてくれるので、毎回親子で楽しみに来ている。
- ・このような講座がないので、開催回数を増やしてほしい。

学生の地域活動に対する支援

2018くれ食の祭典について

1 目的

くれ食の祭典に学生が出店することで、地域住民と学生の交流を図り、イベントを通じて地域の活性化に貢献する。

2 概要

(1) 日時

平成30年11月4日（日）10:00～16:00

(2) 内容

教育機関名	出店メニュー	参加者数	売上げ(個数)
広島文化学園大学	チヂミ, 小籠包, ナン	15人	450食
海上保安大学校	もつ鍋	10人	273食
広島国際大学	レモンスカッシュ, ホットレモネード	6人	200食

○当日の様子



呉地域オープンカレッジネットワーク会議 地域活性化研究募集要項

1 助成の目的

呉地域（呉市及び坂町）の活性化を考える研究活動に対し、必要な経費の一部を支援することにより、高等教育機関の持つ活力をまちづくりに反映することを目的とします。

2 助成の対象事業

呉地域における8つの高等教育機関（海上保安大学校・近畿大学工学部・呉工業高等専門学校・広島文化学園大学・広島工業大学・広島国際大学・広島大学・広島文化学園短期大学）の学生と教員による地域活性化研究を対象とします。

ただし、研究内容が、特定団体等の営利を目的とするものや、政治・宗教等の活動を目的としている場合は対象となりません。

3 助成金額等

助成上限額	助成件数	募集テーマ
30万円	全8校で2研究	幅広く呉地域の活性化に資する研究に助成

※研究に必要な消耗品費、謝金、印刷製本費、使用料、賃借料、旅費及び備品購入費等を助成します。ただし、人件費、食糧費は助成対象外です。なお、旅費および備品購入費のみの申請も助成対象外とします。

※振込手数料は実施者の負担となります。

4 助成の申込み

- ・ 所定の申込書（事務局、各高等教育機関及びオープンカレッジホームページで配布）に必要事項を記入し、呉地域オープンカレッジネットワーク会議事務局に提出してください。
- ・ 同じ者又は同じグループが複数の申込みをすることはできません。

5 助成の決定

提出された申込書を別に定める「地域活性化研究選考審査基準」に基づいて審査し、6月頃に助成対象研究事業を決定し、通知します。

6 意見交換会への出席（必須）

研究の具体的内容について協議するため、助成の決定を受けたグループと行政の関係課及びプロジェクト委員会委員との意見交換会に参加していただきます。

◎意見交換会 平成31(2019)年7月頃に開催予定

7 報告会への出席及び報告書の提出（必須）

地域活性化研究助成活動を終了された場合は、実績報告書等を提出するとともに、市民、行政職員等が参加する報告会で成果報告をしていただきます。

◎研究報告会 平成32(2020)年2月に開催予定

申請期間：平成31(2019)年4月1日(月)～6月3日(月)

お問い合わせ先：

呉地域オープンカレッジネットワーク会議事務局
〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号
呉市企画部企画課 担当 横田
TEL 0823-25-3226 FAX 0823-21-8849
E-mail kikaku@city.kure.lg.jp

地域活性化研究助成の作業日程（平成31年度）

■募集期間：4月1日（月）～6月3日（月）



■選考準備：6月7日（金）審査票と応募研究の申込書（写）を審査委員へ送付



（※を参照）

6月14日（金）審査票回収



6月下旬 審査票の集計，助成決定



■結果通知：審査票集計終了後，選考結果を応募者全員に発送→広報，報道関係への発表



■交付申請：結果通知後，助成金交付申請の受付開始→交付決定通知発送



■研究開始：助成決定者は，対象研究に着手（事前支給も可能）



■意見交換：7月頃に，研究者と呉市役所関係部局との意見交換会を開催



<研究期間>



■研究報告：平成32（2020）年2月に研究報告会を開催



■実績報告：平成32（2020）年3月中旬，ネットワーク会議に実績報告書を提出



■助成精算：助成金を精算

※審査委員：呉市長及び坂町長が指名する行政職員（各2名），プロジェクト委員会委員24名
（計28名）

呉地域オープンカレッジネットワーク会議
地域活性化研究助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、呉地域オープンカレッジネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）に所属する高等教育機関の学生と先生（教授・教員等）が取り組む呉地域の活性化研究を支援するための助成について、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象等)

第2条 助成の対象となる地域活性化研究は、次の各号のいずれにも該当するもので、ネットワーク会議に所属する高等教育機関（以下「所属機関」という。）間での共同研究も対象とする。

- (1) 所属機関の学生と先生等がグループで行う呉地域の活性化研究
- (2) 申請年度内に終了するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、助成の対象としない。

- (1) 政治活動、宗教活動又は特定の営利目的で実施されるもの
- (2) その他ネットワーク会議会長（以下「会長」という。）が適当でないとするもの

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 地域活性化研究の遂行に必要な消耗品費、謝金、印刷製本費、使用料、賃借料、旅費及び備品購入費等の活動費とする。ただし、人件費、食糧費は助成対象外とする。なお、旅費および備品購入費のみの申請も助成対象外とする。
- (2) その他会長が適当であると認める経費

(助成金額)

第4条 助成金の額は、1件につき30万円を上限とし、助成対象事業の遂行に必要であると認められる経費を予算の範囲内で助成する。

(募集及び選考)

第5条 地域活性化研究助成の募集は、年1回とし、申込みをしようとする者は、所定の期間内に地域活性化研究助成金申込書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

- 2 前項規定による申込みがあった地域活性化研究については、ネットワーク会議プロジェクト委員会（以下「委員会」という。）、呉市長及び坂町長が指名する行政職員（各2名）において選考を行う。
- 3 会長は、委員会の選考結果を地域活性化研究助成選考通知書（様式第2号）により申込者に通知するとともに、呉市ホームページ等で公開する。

(交付申請及び決定)

第6条 助成の決定を受けた者は、地域活性化研究助成金交付申請書（様式第3号）を会長に提出

しなければならない。

- 2 会長は、前項に規定する申請書を受理したときは、これを審査し、交付すべきであると認めるときは、助成金の交付を決定し、地域活性化研究助成金交付決定通知書（様式第4号）により交付申請者に通知するものとする。

（地域活性化研究の変更等）

第7条 助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該助成対象の地域活性化研究を変更し、又は中止しようとするときは、地域活性化研究助成事業計画変更承認申請書（様式第5号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 会長は、前項の承認を行ったときは、助成金の交付の決定の変更又は取消しを地域活性化研究助成事業計画変更決定通知書（様式第6号）により、変更申請者に通知するものとする。

（実績の報告等）

第8条 助成金の交付決定者は、当該助成対象の地域活性化研究が完了したときは、速やかに地域活性化研究実績報告書（様式第7号。以下「報告書」という。）を会長に提出しなければならない。ただし、会長が特に認めた場合は、提出期限を延長することができる。

- 2 助成金の交付決定者は、会長が定める所定の日の地域活性化研究報告会に参加しなければならない。
- 3 会長は、当該助成対象の地域活性化研究の成果を研究者の承諾を得て、公表できるものとする。

（額の確定及び交付等）

第9条 会長は、報告書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき助成金の額を確定し、交付するものとする。

- 2 助成金の交付決定者は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、地域活性化研究助成金（概算払・前金払）交付請求書（様式第8号）を会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、助成金を概算払又は前金払により交付することができる。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成12年5月29日から実施する。

改 正

平成13年4月1日

平成16年4月22日

平成19年4月18日

平成20年4月15日

平成21年4月13日

平成28年4月1日

平成29年4月1日

平成30年4月1日

1 助成の目的

学生自らの夢の実現と同時に、呉地域の活性化、まちづくりを担う人材育成と呉地域の若者定着を目指すため、呉地域オープンカレッジネットワーク会議に所属する学生の実現したい自主的・独創的なプロジェクトを募集し、その実現に向けたチャレンジを支援します。

2 助成の対象事業

特定分野を設けず、学生の自由で柔軟な発想による「呉地域活性化のための学生提案型プロジェクト」とします。学生が自主的に企画・提案し、学生が所属する学校の推薦を受けた呉地域を活性化させるプロジェクトで、次の要件のいずれかに該当するものが対象です。なお1校につき最大3件までの申請とします。※複数年の計画も可

- ・斬新、独創的なアイデア等が盛り込まれたプロジェクト
- ・地域とのつながりを深めるプロジェクト

※事業例 まちの特産品を活かした6次産品の開発、遊休地を活用しまちの美化を行う

3 助成対象者

学生で構成される団体で、次の要件の全てに該当するもの

- ・呉地域オープンカレッジネットワーク会議に所属する高等教育機関の学生、又は学生が所属する団体（ゼミ・サークル等）であり、指導教員が就くこと。
- ・団体の構成員が3人以上であること。
- ・団体の構成員の1人以上が、呉地域（呉市及び坂町）の高等教育機関に通学している、又は呉地域に在住していること。
- ・同一の学生が複数の事業提案に参加していないこと。

4 助成金額

A部門：助成金額30万円以上100万円以下のプロジェクトを募集（2件程度助成予定）

B部門：助成金額10万円以下30万円未満のプロジェクトを募集（3件程度助成予定）

※事業遂行に必要な消耗品費、謝金、印刷製本費、使用料、賃借料、旅費及び備品購入費等を助成します。ただし、人件費、食糧費は助成対象外です。なお、旅費および備品購入費のみの申請も助成対象外とします。

※振込手数料は実施者の負担となります。

5 助成の申込み

- ・所定の申込書（事務局、各高等教育機関及びオープンカレッジホームページで配布）に必要事項を記入し、呉地域オープンカレッジネットワーク会議事務局に提出してください。
- ・呉地域オープンカレッジネットワーク会議に加盟する他の学校との共同提案も可能です。その場合、代表者が所属する学校の推薦書を提出してください。

6 助成の決定

1次審査では、「呉地域活性化への期待度、地域ニーズとの整合性、事業の斬新さ、事業計画・予算の妥当性」を審査し、2次審査では、「呉地域活性化への期待度、事業の実現可能性、事業実現への熱意」を審査します。6月下旬頃に助成対象事業を決定し、通知します。

7 中間報告書の提出（必須）

◎中間報告 平成31(2019)年11月頃に実施予定 書類報告、事務局員による現地視察等を実施。

8 報告会への出席及び報告書の提出（必須）

プロジェクト事業を終了された場合は、実績報告書等を提出するとともに、市民、行政職員等が参加する報告会で成果報告をしていただきます。

◎プロジェクト事業報告会 平成32(2020)年2月に開催予定

申請期間：平成31(2019)年4月1日(月)～6月3日(月)

お問い合わせ先：

呉地域オープンカレッジネットワーク会議事務局
〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号
呉市企画部企画課 担当 横田
TEL 0823-25-3226 FAX 0823-21-8849
E-mail kikaku@city.kure.lg.jp

学生の夢実現プロジェクトの作業日程（平成31年度）

■募集期間：4月1日（月）～6月3日（月）

■選考準備：**1次審査**

6月7日（金）審査票と申請事業の申込書（写）を審査委員へ送付

↓

（※を参照）

（審査委員による書類審査）

↓

6月14日（金）審査票回収

審査票を集計し、提案事業を採用件数の2倍程度にしぼる

2次審査

6月下旬 1次審査通過者によるプレゼンテーション審査会を開催
助成決定

※1次審査を実施しない場合も同様

■結果通知：選考終了後、選考結果を応募者全員に発送→広報、報道関係への発表

■交付申請：結果通知後、助成金交付申請の受付開始→交付決定通知発送

■事業開始：対象事業に着手（事前支給も可能）

■中間報告：11月に書類報告、事務局員による現地視察等を行い、進捗状況を確認

■事業報告：平成32（2020）年2月に研究報告会を開催

■実績報告：平成32（2020）年3月中旬、ネットワーク会議に実績報告書を提出

■助成精算：助成金を精算

※審査委員：副会長、教授部会長、事務部会長、学生部会長、坂町副町長、呉市副市長、
呉市企画部長（計7名）

呉地域オープンカレッジネットワーク会議
学生の夢実現プロジェクト助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、呉地域オープンカレッジネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）に所属する高等教育機関の学生が取り組む地域活性化に向けた自主的かつ独創的なプロジェクト（以下「学生の夢実現プロジェクト」という。）の実現を支援するための助成について、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象事業)

第2条 助成の対象となる事業は、学生が自主的に企画・提案し、学生が所属する学校の推薦を受けた呉地域を活性化させるプロジェクトで、次の要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 斬新、独創的なアイデア等が盛り込まれたプロジェクトであること。
- (2) 地域とのつながりを深めるプロジェクトであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、助成の対象としない。

- (1) 政治活動、宗教活動又は特定の営利目的で実施されるもの
- (2) その他ネットワーク会議会長（以下「会長」という。）が適当でないと認めるもの

(助成の対象者)

第3条 助成の対象者は、学生で構成される団体で、次の要件の全てに該当するものとする。

- (1) ネットワーク会議に所属する高等教育機関の学生又は当該学生が所属する団体（ゼミ・サークル等）であり、指導する教員が就くこと。
- (2) 団体の構成員が3人以上であること。
- (3) 団体の構成員の1人以上が、呉地域（呉市及び坂町をいう。以下同じ。）の高等教育機関に通学している、又は呉地域に在住していること。
- (4) 同一の学生が複数の事業提案に参加していないこと。

(助成区分)

第4条 助成区分は、次のとおりとする。

- (1) A部門 助成金額30万円以上100万円以下のプロジェクトをいう。
- (2) B部門 助成金額10万円以上30万円未満のプロジェクトをいう。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 助成対象事業の遂行に必要な消耗品費、謝金、印刷製本費、使用料、賃借料、旅費及び備品購入費等の活動費とする。ただし、人件費、食糧費は助成対象外とする。なお、旅費および備品購入費のみの申請も助成対象外とする。
- (2) その他会長が適当であると認める経費

(助成金額)

第6条 第4条のA部門については1件につき100万円以下、B部門については1件につき30万円未満を上限とし、助成対象事業の遂行に必要であると認められる経費を、予算の範囲内で助成する。

2 複数年にまたがるプロジェクトについても単年度ごとの事業に区分し、当該年度の予算の範囲内で助成の対象とすることができるものとする。

(募集及び選考)

第7条 学生の夢実現プロジェクトの募集は、年1回とし、申込みをしようとする者は、所定の期間内に学生の夢実現プロジェクト助成金申込書(様式第1号)を会長に提出しなければならない。なお、1校につき最大3件までの提案とする。

2 会長は、前項の規定による申込みがあった事業については、書類選考により一次審査を実施し、その結果を学生の夢実現プロジェクト助成一次選考通知書(様式第2号)により申込者に通知する。ただし、申込件数によっては一次審査を行わない場合もある。

3 会長は、ネットワーク会議において、プレゼンテーションによる二次審査を実施し、助成を決定し、審査結果を学生の夢実現プロジェクト助成二次選考通知書(様式第3号)により申込者に通知するとともに、呉市ホームページ等で公開する。

(交付申請及び決定)

第8条 助成の決定を受けた者は、学生の夢実現プロジェクト助成金交付申請書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項に規定する申請書を受理したときは、これを審査し、交付すべきであると認めたときは、助成金の交付を決定し、学生の夢実現プロジェクト助成金交付決定通知書(様式第5号)により交付申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第9条 助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該助成対象事業を変更し、又は中止しようとするときは、学生の夢実現プロジェクト助成事業計画変更承認申請書(様式第6号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の承認を行ったときは、助成金の交付決定の変更又は取消しを学生の夢実現プロジェクト助成事業計画変更決定通知書(様式第7号)により、変更申請者に通知するものとする。

(実績の報告等)

第10条 助成金の交付決定者は、当該助成対象事業が完了したときは、速やかに学生の夢実現プロジェクト実績報告書(様式第8号。以下「報告書」という。)を会長に提出しなければならない。ただし、会長が特に認めた場合は、提出期限を延長することができる。

2 助成金の交付決定者は、会長が定める所定の日の報告会に参加しなければならない。

3 会長は、当該助成対象事業の成果を申請者の承諾を得て、公表できるものとする。

(額の確定及び交付等)

- 第11条 会長は、報告書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき助成金の額を確定し、交付するものとする。
- 2 助成金の交付決定者は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、学生の夢実現プロジェクト助成金（概算払・前金払）交付請求書（様式第9号）を会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、助成金を概算払又は前金払により交付することができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

改 正

平成30年4月1日

「呉市を学ぶインターンシップ制度」参加者募集について

呉市政を体験するインターンシップ制度に参加する学生を募集します。

呉市で、実習生として実際に就業体験してもらうことにより、その仕組みや流れを理解してもらうと同時に、市政に対する意見・提言を業務改善等に反映していくことを目的としています。

- 1 対象者 大学・短期大学及び高等専門学校 of 学生
(ただし、卒業年次は除きます。)
- 2 実習期間 平成 3 1 (2019) 年 8 月上旬から 9 月上旬までの間の約 2 週間
(ただし、実習メニューによって日程・期間が若干異なる場合があります。)
- 3 実習内容 ※メニュー表を別途作成してお知らせします。
- 4 その他 ◆市からの報酬はありません。また、実習に伴う交通費・保険料等の経費については実習生本人の負担になります。
◆実習生は実習前に誓約書を、実習終了後に実習成果報告書を提出していただきます。

< 応 募 方 法 >

応募書類 所定の参加申込書（呉市ホームページ上に掲載）に必要事項を記入の上、所属する学校等の推薦を受けて提出（郵送若しくはメール）してください。

応募先 〒737-8501 呉市中央 4 丁目 1 番 6 号
呉市役所 人事課 ☎ 0823-25-3292（直通）
E-mail : zinzi@city.kure.lg.jp

募集期間 平成 3 1 (2019) 年 5 月中旬 から
平成 3 1 (2019) 年 6 月中旬 まで（当日消印有効）

- ※ 応募者多数の場合は、書類選考を行うことがあります。
- ※ 受け入れの可否については、6 月下旬にお知らせする予定です。
(配属先については、別途、7 月中旬にお知らせする予定)